

坂井郡介護保険広域連合

編集・発行 坂井郡介護保険広域連合 〒913-8511 三国町水居17-45 (福井県坂井合同庁舎内)
TEL 0776-82-2800 FAX 0776-82-8855 E-mail: s-kouiki@mitene.or.jp

第7号
平成14年3月15日



サービスの
利用者が
増えています



介護保険制度が実施されて以来、介護サービスを利用される方は、前年同期と比較すると、約13%増加しています。高齢者にとって介護保険制度が身近なものとして浸透しつつあります。

制度施行3年目を迎え、よりきめ細かな制度となることをめざしています。

平成14年度当初予算

一般会計

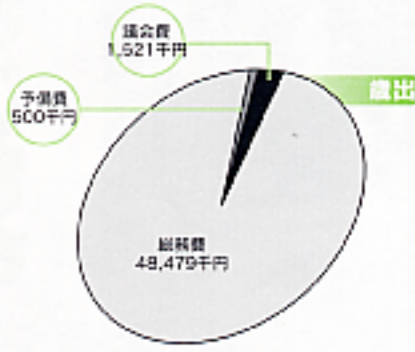
介護保険特別会計



主なものとして、事務費および低所得者利用軽減対策事業などにかかる構成町からの負担金が40,555千円、低所得者利用軽減対策事業などにかかる国庫支出金3,980千円、県支出金1,989千円で、その他繰入金3,973千円などとなっています。

歳出総額 5,050万円

主なものとして一般管理費38,373千円のほか、介護サービス適正実施指導事業にかかる経費1,988千円、また低所得者利用軽減対策事業にかかる経費として7,851千円などとなっています。



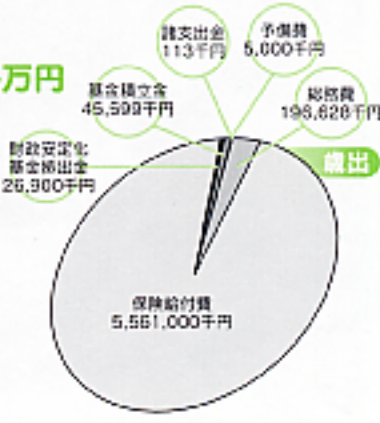
歳入総額 58億3,524万円



主なものとして、65歳以上の方から納入される介護保険料1,022,480千円、要介護認定事務や保険給付費などの構成町負担金837,044千円、要介護認定事務や保険給付費などにかかる国庫支出金1,430,235千円、保険給付費にかかる支払基金交付金1,835,130千円(40歳以上65歳未満の方から納入される介護保険料)と県支出金695,125千円などとなっています。

歳出総額 58億3,524万円

主なものとして、要介護認定システムの変更にかかる経費5,000千円、介護保険料の賦課・徴収にかかる経費4,978千円、要介護認定や訪問調査にかかる経費79,245千円、介護保険事業計画の策定にかかる経費5,773千円、宅及び施設サービス給付費5,561,000千円、財政安定化基金拠出金26,900千円、などとなっています。



第八回 広域連合議会定例会

第八回広域連合議会定例会が二月二十一日、芦原町議場で開催されました。

この定例会では、平成十四年度当初予算など六議案が審議され、それぞれ原案のとおり可決されました。

一般質問から

宮越健夫議員

① 事業運営の透明性の確保について
② 坂井郡六町の老人保健福祉計画の策定について

奈須田広域連合長

① 情報公開条例の制定などを視野に入れ、具体的な方策を検討したい。
② 介護保険事業の実績や状況など、各構成町と情報交換を行っており、老人保健福祉計画・介護保険事業計画ともに、国ならびに町の計画との整合性のある内容として策定するものである。

藤岡紫樹議員

① 坂井郡介護保険事業の充実と介護保険料について

奈須田広域連合長

① 通所系サービス・短期入所の需要が高く、これらのサービス基盤の拡充が必要と考えている。サービス受給者の増加やサービス基盤の整備などを考慮すると、当面、現行の保険料基準額になるものと見込んでいる。

後藤詩子議員

① 認定調査時にビデオ撮影を取り入れることについての検討結果について
② これからの介護保険の課題について

奈須田広域連合長

① 訪問調査員が記載した調査資料および主治医意見書において、判断が可能であり、また、一次判定システムの見直しにより、的確な判定ができるものと考えます。
② 平成十四年度において、介護サービス適正化指導事業を実施し、利用者本位の質の高いサービスが提供できるよう指導・助言を行ってまいります。

平成
14年度
より

社会福祉法人等による 減免対象者の範囲が拡大されます。

現在、坂井都介護保険広域連合では、社会福祉法人等により提供されるサービスの利用者のうち、とくに生計が困難な人に対して、その利用料を原則として2分の1に減免しています。

平成14年度からは、現在減免の対象となっているサービスのうち、居宅サービス（デイサービス・ショートステイ・ホームヘルプサービス）について対象者の範囲が拡大されます。

	対 象 者	対象となるサービス
現 行 は	特に生計が困難な人 ・世帯全員が町民税非課税で老齢福祉 年金受給者	施設サービス ○介護老人福祉施設への入所 居宅サービス ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○通所介護（デイサービス） ○訪問介護（ホームヘルプサービス）

現行の上記サービスのうち範囲の拡大されるのは
居宅サービスのみです。（施設サービスの利用については現行どおりです）

対象者の範囲
を次のように
拡大します。

介護保険料の所得段階が第2段階（町民税非課税世帯）で、年間収入*が原則80万円（2人以上の世帯については、世帯員数に応じて加算額を設定）以下の生活困難者

※年間収入の要件は、給与および年金などの収入の合算とし、また「遺族年金」「障害年金」「遺族恩給」「雇用保険」「親族からの仕送り」などあらゆる収入を含み、これらの1年間の収入金額を世帯で合計した額を対象とします。

ただし、一定額を超える預貯金や資産を保有している場合は減免の対象にならない場合があります。

【減免を受けるには、申請をして、認定証の交付を受ける必要があります。】

○詳しくは、担当のケアマネージャー、役場介護保険担当課または広域連合へお問い合わせください。



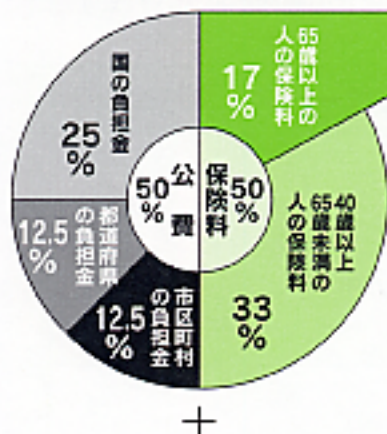
2月14日（木）、広域連合議会では、坂井郡内の事業所を視察研修しました。
参加した議員の皆さんは、利用者の立場にたったサービスが提供されているか、また、より良いサービスを提供するための事業所としての取り組みはどうかなど、現場の実情を細かく尋ねていました。

郡内事業所を視察

保険料は介護保険を運営するための大切な財源です

みなさんに納めていただく保険料は、介護保険を支える大切な財源となります。保険料はきちんと納めましょう。

介護保険の財源



サービスの利用者負担
(原則として費用の1割です)

65歳以上の方の平成14年の保険料は

段階	対象者	平成14年度の納付額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が住民税非課税	19,200円 (基準額×0.5)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	28,800円 (基準額×0.75)
第3段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)	38,400円 (基準額)
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満の人	48,000円 (基準額×1.25)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上の人	57,600円 (基準額×1.5)

納め方

特別徴収…

老齢・退職年金が年額18万円以上の方
年金の定期払い(年6回)の際に、
保険料があらかじめ差し引かれます。

普通徴収…

老齢・退職年金が年額18万円未満の方
送付される納付書にもとづいて、
保険料を個別に納めます。
8期(7月から翌年2月)に分けて納めていただきます。

☆平成13年度途中で65歳到達あるいは転入した方で、年金年額が18万円以上ある方は、7月・8月・9月は普通徴収となり、10月以降特別徴収に切り替わります。なお、年金の種類やその他の理由により、特別徴収に切り替わらない場合もあります。

平成14年度の納期限は

便利で納め忘れのない口座振替をおすすめします。

第1期……7月25日
第4期……10月25日
第7期…平成15年1月27日

第2期……8月26日
第5期……11月25日
第8期……2月25日

第3期……9月25日
第6期……12月25日
納期限までに納めましょう。

募集

介護認定調査員

募集人員 1名

応募資格

5月1日から勤務できる方で、次の条件を満たす方。

昭和36年4月2日以降に生まれた方

・保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の保健福祉の有資格者
・普通自動車運転免許を持っている方

▼申込手続き

市販の履歴書に必要な事項を記入し、期限までに申し込みください。

▼申込期限

3月25日(日)から4月15日(月)までに申し込みください。
(郵送の場合は4月15日消印有効)

▼問い合わせと申し込み先

坂井郡介護保険広域連合 総務課
〒九一九-〇五三二
坂井町上新庄二八-五三三
(旧坂井農林総合事務所庁舎)
☎〇七七六(六七)三三六六(代)

移転先

【所在地】〒919-0522
坂井町上新庄
28-5-3
【TEL】0776-67-3366(代)
【FAX】0776-67-3766



事務所移転のご案内
広域連合の事務所が3月25日より、左記へ移転します。

ご案内